

高浜スポーツ広場に設置する「蒸気機関車 9667 号機」の解体方針に関する 意見聴取（パブリックコメント）の結果について

蒸気機関車 9667 号機につきましては、大正 4 年に製造され、昭和 47 年に高浜スポーツ広場（当時の勤労青少年ホーム）に展示されて以来、長年にわたり市民の皆様に親しまれ、地域の歴史を伝える存在となっております。

今回のパブリックコメントでは、歴史的・文化的価値を有する機関車を後世に残すべきとのご意見をはじめ、観光や教育への活用、保存団体や市民との協働、他の自治体や民間団体への譲渡の検討、アスベスト対策や車体補修の方法、解体費用と保存費用の比較、市民への説明の充実など、多岐にわたるご意見をいただきました。

ご意見については、内容が重複する箇所もあることから、以下のとおり取りまとめさせていただき、項目ごとに市の考え方をお示しいたします。

1 募集期間

令和 8 年 9 月 28 日から令和 8 年 10 月 18 日まで

2 意見提出者

個人…… 18 件（市内の人：2 件、県内他市：5 件、県外：10 件、海外：1 件）

団体…… 0 件

不明…… 1 件（氏名、住所が不明なもの）

3 意見に対する市の考え方

①歴史的価値及び観光・教育資源としての活用について

蒸気機関車 9667 号機が、長い歴史を有し、地域の記憶や鉄道の歴史を伝える存在であること、また、観光や学校教育、市民活動などに活用できる可能性があることは認識しております。

一方で、車両を保存しつつ広く活用していくためには、保存すること自体に加え、将来にわたり安全な状態を保持し、継続的に活用していくための管理体制や費用を確保する必要があると考えております。

こうした点を踏まえ、歴史的価値や活用の可能性だけでなく、安全性や将来の維持管理に係る負担も含め検討し、解体する方針といたしました。

②アスベスト対策及び車体の老朽化について

令和 7 年度に実施した化学分析調査において、車両にアスベストが含有されている箇所が確認されており、適切な安全対策が必要となります。また、長年の屋外展示による車両の老朽化も著しく進んでおります。

アスベストについては、現時点の飛散状況のみで安全性を判断することはできず、保存を継続する場合には、専門的な調査や適切な対策、その後の管理が必要となります。除去や封じ込めなどの方法についても、施工の可否や安全性、費用、将来的な管理負担を考慮する必要があります。

他自治体における保存事例や、専門業者による処理方法についてのご意見もごさいますが、車両の状態や保存環境などの条件が異なるため、他の事例をそのまま本市に適用できるものではないと考えております。

③車両の化学分析調査について

令和7年度の車両化学分析調査については、車両の保存状態を含む現況を確認しつつ、今後の車両取り扱いについての検討材料とするため実施いたしました。

調査は、展示車両の車体外装などから試料を採取し、アスベスト定性分析を含む6項目について分析調査を行い、火室部周囲からのアスベスト含有が確認されました。

なお、将来にわたり展示保存していく場合には、安全性の面からも更に詳細な調査を行ったうえで、適切な処置を行う必要が出てくると考えております。

④解体費用と保存・維持管理費用について

車両の保存を継続する場合には、一時的な補修や安全対策に係る費用だけでなく、その後の定期的な点検、補修、アスベストに関する管理など、継続的かつ長期的な費用負担を見込む必要がございます。

ご意見の中には、市民団体による協力、寄附、企業協賛、助成制度などを活用する方法についてご提案がございましたが、市といたしましては、将来にわたる責任ある管理が求められることを踏まえ、解体に係る費用と保存を継続する場合の費用や、管理上の課題、将来にわたる財政負担などを総合的に検討いたしました。

⑤他自治体や民間団体への譲渡について

他の自治体や民間団体への譲渡により、市の財政負担を抑えながら保存を継続できるのではないかとのご意見や、引き取り先の公募、保存活動に携わってきた方々の意見を十分に聴くべきとのご指摘をいただきました。

9667号につきましては、JR東日本が所有する車両であり、解体撤去を条件として市へ譲渡することとされているため、他の自治体や民間団体への譲渡による保存継続はできません。

市といたしましては、こうした所有権や譲渡条件に加え、将来的な維持管理費用やアスベスト対策などの課題も踏まえ、総合的に判断した結果、解体することといたしました。

⑥市民への説明及び意見聴取について

市といたしましては、9667号機がこれまで多くの方々に親しまれたてきた展示車

両であると認識していることから、今回のパブリックコメントによりご意見をお伺いし、寄せられたご意見に関して市の考え方を示しております。

なお、これまで保存・整備活動に携わってこられた方々のご尽力やご意見についても重く受け止めると共に、深く感謝申し上げます。

4 市の判断

市といたしましては、9667号機の歴史的価値や地域における意義、保存・活用の可能性について認識するとともに、アスベストへの対応、車体の老朽化、安全性の確保、保存を継続する場合の将来的な維持管理費用、解体・撤去に係る費用及び財政負担など、さまざまな観点から総合的に検討してまいりました。

その結果、将来にわたる安全性の確保や維持管理に係る財政負担等を考慮し、9667号機を解体する方針といたしました。

なお、9667号機につきましては、解体を条件として JR 東日本より譲渡を受けることについて、令和8年9月の市議会定例会において議決をいただいております。

また、解体に係る関連予算につきましても、同定例会において議決をいただいております。

今回お寄せいただいたご意見は、9667号機が地域にとって大切な存在であることを改めて認識する機会となりました。ご意見をお寄せいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。